

# 九州都市学会 会則(2024.6.22 改正)

## 第1章 総則

第1条 本会は、九州都市学会と称し、日本都市学会九州支部をかねる。

第2条 本会は、佐賀大学（佐賀市本庄町1芸術地域デザイン学部）に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は都市に関する研究調査を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)都市に関する研究調査
- (2)研究者の連絡および協力の促進
- (3)研究会、大会、見学および講座などの開催
- (4)機関誌その他刊行物の刊行
- (5)都市に関する各種研究団体との連絡
- (6)都市に関する資料収集および保管
- (7)その他理事会が適当と認めた事項

## 第3章 会員

第5条 本会は、次のものをもって会員とする。

- (1)普通会員：都市またはこれに関連する事項の研究に従事するものおよびこれに関心を有する者
- (2)シニア会員：以下の要件を満たす者
  - ① 10年以上本学会の会員であること、②65歳以上であること、③大学その他の研究機関に常勤として所属していないこと、の条件を満たし、本人が本学会事務所に当該会員になりたい旨を申請し、理事会において承認された会員とする。④シ

ニア会員の会費は年 2,000円とする。⑤会費を1年以上滞納したシニア会員は、理事会において退会したものとみなす。但し、1カ年 を限って、滞納した会費及び会員資格喪失期間中の会費を支払うことによってシニア会員として復活することが出来る。⑥日本都市学会の会員ではない。

(3)団体会員：都市の研究調査に関係ある行政機関その他の団体。

(4)賛助会員：本会の目的に賛同し本会の運営に協力し特に財政上の援助をなした個人または団体。

第 6 条 会員になることを希望するものは、会員 1 名以上の推薦により常任理事会承認を経て入会するものとする。

第 7 条 会員は総会において定める会費を納めなければならない。

第 8 条 退会を希望する会員は書面をもってその旨を理事会に申し出なければならない。ただし、会費を 2 年以上滞納した者は、常任理事会において退会したものとみなす。

第 9 条 会員は、研究会、大会および機関誌においてその研究を発表し、その他本会事業に参加することができる。

## 第 4 章 役 員

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長兼支部長 1 名
- (2)理事 若干名 うち本部理事 若干名 事務局担当理事 1 名
- (3)監事 2 名
- (4)顧問 若干名

第 11 条 会長は、理事の中から理事会が推薦し、総会の承認を受ける。会長は、会務を総理し、会を代表するとともに、日本都市学会九州支部長を兼ねる。

2. 理事は、総会において選任し、総会の承認を受ける。理事は、会長を補佐し、会務の運営にあたる。理事は会長が不在の時は、会長の代行を行う。ただし、理事は普通会员からのみ選出ものとする。

3. 理事会に本部理事、事務局担当理事を置き、理事会において互選する。
4. 常任理事会は本部理事で構成し、九州市学会の運営に関する諸事項の立案を行う。緊急な場合は理事会を兼ねることができる。理事会は次の担当理事を選任する。
5. 本会の事務局には、会計・広報、会員管理、ホームページ（HP）管理の担当者を設置し、事務局担当理事が統括する。
6. 監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受ける。監事は、会計を監査し、監査結果を総会に報告する。
7. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を受ける。顧問は、重要な会務につき会長もしくは理事会の諮問を受ける。

第12条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第13条 会議は、総会および理事会とする。

2. 総会は、毎年1回、会長がこれを招集する。会長は、必要な場合、臨時総会を招集することができる。
3. 理事会は、会長と理事をもって構成する。理事会は、会長が随時これを招集する。
4. 会議の議事は、出席会員2/3以上の賛否によって決定する。団体会員の場合は、その団体の指名する者1名をもって議決権を認める。

## 第6章 会 計

第14条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

普通会员の会費は年額6,000円（但し、日本都市学会会費4,000円を含む）

団体会員は年額1口10,000円とする。

2. 日本都市学会名誉会員の会費は年額2,000円とする。

第15条 毎年度予算および決算は、総会の議を経なければならない。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更

第16条 本会則を変更するには、総会の議を経なければならない。

付則

- (1) この会則は、1998年4月1日から施行する。
- (2) 2008年12月13日一部改正
- (3) 2013年5月25日一部改正
- (4) 2014年12月7日一部改正
- (5) 2017年6月4日一部改正
- (6) 2017年7月7日一部改正
- (7) 2018年1月27日一部改正
- (8) 2019年11月23日一部改正(会則第13条変更は2020年度より適用)
- (9) 2021年6月5日一部改正
- (10) 2022年6月11日一部改正
- (11) 2024年6月22日一部改正

設立年月日 1961年1月28日